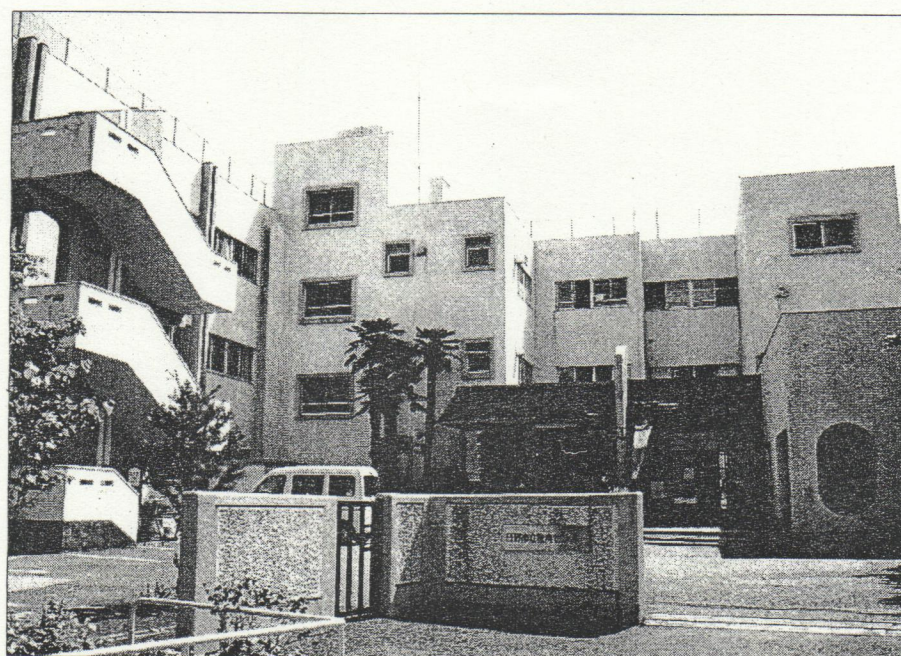


平成19年度（2007）

要 覧



日野市立教育センター

目

次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革	2
II 運営組織	6
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	6
2 日野市立教育センター組織・係	6
3 運営審議会	7
4 教育センターの部・係（担当）	8
III 事業計画	9
1 調査研究部	9
2 研修部	12
3 相談部	13
IV 設置条例・施行規則	15
1 日野市立教育センター設置条例	15
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	16
3 日野市適応指導教室設置要綱	17
V 教育センター案内図	

日野市立教育センター事業案内

教育センター	開館時間	午前8時30分～午後5時15分	
	休館日	土曜・日曜日・祝日	TEL 042-592-0505
	〒191-0042	日野市程久保550	FAX 592-1148
一般教育相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-1160	
	午前10時～午後5時	FAX 592-1148	
	子どもこころの電話相談	TEL 592-2782	
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863	
	適応指導（わかば教室）	午前9時～午後4時	FAX 042-592-1148

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究
- (2) 学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (3) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (5) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (6) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (7) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施 設

施設名	所 在 地	開 設 年 月 日	部 屋 名 と 数
日野市立教育センター	日野市程久保550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室3 講堂1 講座室3 研修室1 相談室1 面接室4 プレイルーム3 学習室4 待合室1 教材室1 会議室1 パソコン室1 パソコン準備室1 教育図書資料室1 倉庫1 事務室1 印刷室1 その他

3 沿 革

昭和61年4月1日 「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）

初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰 教育相談室を資料室へ移転。

昭和61年4月30日 日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。

昭和63年4月1日 日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。

初代室長 山本 保

平成5年9月7日 日野市議会定例会議案第70号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。

平成6年4月1日 「日野市立教職員研究室」が設置される。

初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子

組織（教育経営係、教育情報係、教育相談係、教育環境係、庶務係）

平成6年4月1日 3か年の時限事業「日野市戦後教育史」編集事務局を置く。

平成 6 年 5 月 16 日 平成 6 年度第 1 回運営審議会を開催。同日開室式を行う。

平成 6 年 8 月 2 日 日野市立教職員研究室室長 園田 匠が本日付で退職し、
平成 6 年 8 月 3 日付で日野市教育委員会教育長に任命される。

平成 6 年 10 月 13 日 日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命され、着任する。

平成 7 年 3 月 20 日 平成 6 年度教職員研究室紀要第 7 集を発刊する。

平成 7 年 5 月 9 日 平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。—以下省略—

平成 10 年 4 月 21 日 第 1 回ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。

平成 10 年 5 月 1 日 教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。

平成 10 年 5 月 19 日 平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）
を開催する。

平成 11 年 2 月 25 日 平成 10 年度ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。

平成 11 年 3 月 31 日 平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集を発刊する。

平成 11 年 4 月 1 日 教職員研究室事務長に加納久照（総務部より）が着任する。

平成 11 年 4 月 20 日 平成 11 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。

平成 11 年 5 月 21 日 平成 11 年度第 1 回運営審議会を開催する。

平成 12 年 2 月 22 日 平成 11 年度ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。

平成 12 年 3 月 31 日 平成 11 年日野市立教職員研究室紀要第 12 集を発刊する。

平成 12 年 4 月 1 日 教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が併任する。

平成 12 年 4 月 1 日 日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町ま
くり事務所内に開設される。

平成 12 年 4 月 20 日 平成 12 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。

平成 12 年 5 月 25 日 平成 12 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学教授）を開
催する。

平成 13 年 2 月 23 日 平成 12 年度ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。

平成 13 年 3 月 31 日 平成 12 年度日野市立教職員研究室紀要第 13 集を発刊。

平成 13 年 4 月 1 日 組織は教育経営、教育相談、教育環境、庶務係となる。

平成 13 年 4 月 20 日 ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。

平成 13 年 5 月 25 日 平成 13 年度第 1 回運営審議会を開催する。

平成 14 年 2 月 15 日 ひのっ子教育 21 研究員会、第 4 回研究発表会を市民会館小ホールにて
行う。

平成 14 年 3 月 5 日 平成 13 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告を行う。

平成 14 年 3 月 31 日 平成 13 年度市立教職員研究室紀要第 14 集を発刊する。
日野市立教職員研究室長 清水七郎、本日を以て退職する。

平成 14 年 4 月 1 日 長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務
取扱・事務長事務取扱に就任する。

平成 14 年 4 月 25 日 平成 14 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。
研究員 36 名 国語、英語活動・英語、図工・美術の 3 部会

平成 14 年 5 月 23 日 平成 14 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催する。

平成 15 年 1 月 1 日 日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命され、着任する。

平成 15 年 2 月 28 日 平成 14 年度ひのつ子教育 21 研究員会研究授業・発表会を日野第七小学校及び日野市民会館大ホールにて行う。

平成 15 年 3 月 4 日 平成 14 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告を行う。

平成 15 年 3 月 7 日 日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会に設置され、第 1 回会議が開かれる。

平成 15 年 3 月 31 日 平成 14 年度市立教職員研究室紀要第 15 集を発刊する。

平成 15 年 4 月 1 日 日野市立教職員研究室が設置されて 10 年目を迎える。
組織は平成 13 年度以降、教育経営係、教育相談係、教育環境係、庶務係。

平成 15 年 4 月 22 日 平成 15 年度ひのつ子教育 21 研究員会総会を行う。
研究員 43 名 学校図書館、少人数学習、地域の教材開発の 3 部会

平成 15 年 5 月 27 日 平成 15 年度第 1 回運営審議会を開催する。

平成 15 年 9 月 2 日 日野市教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。

平成 15 年 12 月 18 日 日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条例第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。

平成 16 年 1 月 9 日 教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する

平成 16 年 2 月 25 日 平成 15 年度ひのつ子教育 21 研究員会授業・発表会を日野第七小学校及び市民会館大ホールにて行う。

平成 16 年 3 月 27 日 日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例施行規則」が可決成立する。

平成 16 年 4 月 1 日 「日野市立教育センター」が設置される。
初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川一彦（教育部参事）併任
事務長 山田芳男（健康課長より）
組織（調査研究部、研修部、相談部、事務部）

平成 16 年 4 月 9 日 教育センター講堂にて開所式を行う。

平成 16 年 4 月 28 日 教育センター講堂において、平成 16 年度ひのつ子教育 21 研究員会総会を行う。
共通テーマ「一人ひとりのよさや可能性を伸ばす指導の改善」研究員 31 名
幼稚園、小学校国語、小学校算数、中学校（総合的な学習）の 4 部会

平成 16 年 5 月 19 日 平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。

平成 17 年 2 月 23 日 平成 16 年度ひのつ子教育 21 研究員会の授業・発表会を日野第七小学校及

び市民会館大ホールにて行う。

平成 17 年 2 月 28 日 平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。

平成 17 年 3 月 1 日 平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 17 年 3 月 31 日 平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部紀要第 1 号』を発行する。

平成 17 年 4 月 1 日 日野市立教育センターが設置されて 2 年目に入る。組織は、調査研究部、研修部、相談部、事務部。主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。

平成 17 年 4 月 27 日 教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。

幼稚園（環境）、小学校 理科 1、理科 2（2 部会）、中学校理科の 4 部会

平成 17 年 5 月 17 日 平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 18 年 2 月 23 日 平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の授業・発表会を第三幼、第六小、第七小、大坂上中学校及び市民会館大ホールで行う。

平成 18 年 2 月 28 日 平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。

平成 18 年 3 月 2 日 平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 18 年 3 月 31 日 平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 2 号』を発行する。

平成 18 年 4 月 1 日 日野市立教育センターが設置されて 3 年目に入る。

事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。

平成 18 年 4 月 28 日 ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組され（教育センターは事務及び指導を担当）、第 1 回総会を教育センターで行う。

平成 18 年 5 月 23 日 平成 18 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 19 年 2 月 23 日 第 1 回ひのっ子教育 21 開発委員会発表を日野第四小学校で行う。

平成 19 年 2 月 27 日 平成 18 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

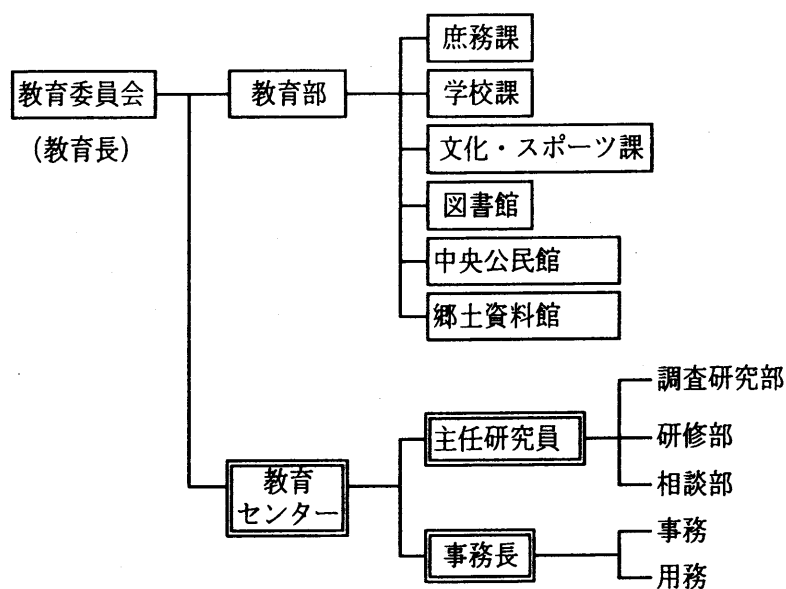
平成 19 年 3 月 1 日 平成 18 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 19 年 3 月 31 日 平成 18 年度『教育センター紀要第 3 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 3 号』を発行する。

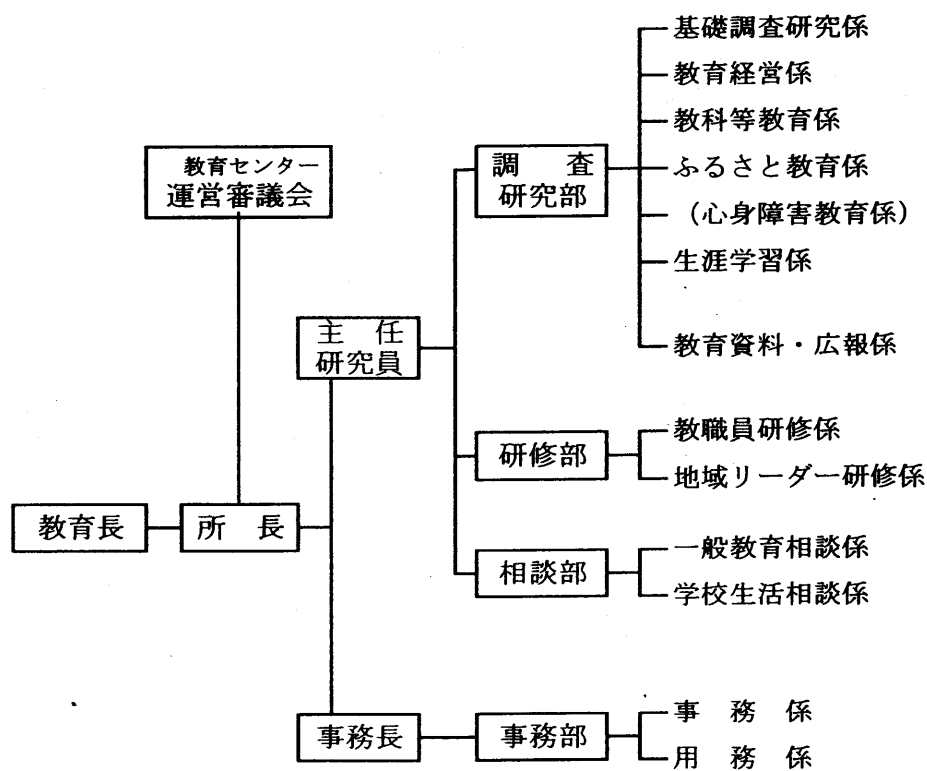
平成 19 年 4 月 1 日 日野市立教育センターが設置されて 4 年目に入る。

Ⅱ 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センター組織・係



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 教育相談並びに学校生活相談に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の召集によって、年2回開催される。

(2) 平成19年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

亀 井 浩 明 帝京大学名誉教授

<社会教育関係者>

荻 野 治 雄 社会教育委員（元東京家政大学教授）

<学校教育関係者>

渡 邊 明 子 日野市立幼稚園長会代表

小 杉 博 司 日野市立小学校長会代表

酒 井 徳 行 日野市立中学校長会代表

<教育行政関係者>

田 口 康 之 日野市教育委員会教育部参事（教育指導担当）

高 田 明 彦 日野市教育委員会教育部参事（生涯学習担当）

4 教育センターの部・係（担当）

所 長	篠 原 昭 雄
主任研究員 教育部参事	田 口 康 之
教育センター担当指導主事	鈴 木 基
事 務 長	半 田 実

調査研究部

○印（係主担当）

○基礎調査研究係	「教育課程（カリキュラム）研究」等	主任	○丘 博 光
〃			○井 内 幹 雄
○教育経営係	「ICTの活用に関する研究」		○品 田 敏 男
○教科等教育係	「ひのっ子教育21開発委員会研究」		○大 澤 眞 人
○ふるさと教育係	「郷土教育推進研究」	主任	○吉 野 美智子
○生涯学習係			
○教育資料・広報係	「教育図書・資料、所報、紀要等」の		○高 橋 茂 子
〃	整理・貸出・編集及び電子化準備等		○坂 井 洽 子
〃	（学校課出向）「教育広報」等		○許 斐 文 代

研 修 部

○教職員研修係		主任	○田 澤 茂
〃			○齋 藤 正 子
〃			坂 井 洽 子
〃			河 村 好 人
〃			木 内 秀 雄

相 談 部

○一般教育相談係		主任	○河 村 好 人
〃	教育相談員（カウンセラー）		○望 月 桂
〃	〃		○小 川 雅 代
〃	〃		○山 田 莉 沙
〃	〃		○織 田 順
○学校生活相談係	適応指導「わかば」教室	主任	○辻 野 良 子
〃	健全育成」等		○木 内 秀 雄
〃	「適応指導」等		○下 山 栄 子
〃	適応指導教室カウンセラー		○畑 譜 美
〃	（学校課出向）		○佐 原 澄 夫

事 務 部

○事務職員	○弘 田 裕 子
○用 務 員	○飯 田 良 一

Ⅲ 事業計画

1 調査研究部

日野市の教育の当面する課題である教育課程（カリキュラム）、郷土教育推進、及び ICT の活用に関する実践的な調査・研究を、教育センター所員と学校・教育行政・社会教育関係者等の協力を得て行い、その結果情報を提供するとともに、学校における教育力の向上を図り、日野市の教育の振興に資することをねらいとする。また、ひのっ子教育 21 開発委員会の研究活動を支援するとともに、電子化（インターネット）などを含む図書・資料等の活用システムの整備・改善や教育センター事業の広報活動の充実を図る。

（１）基礎調査研究係：教育課程（カリキュラム）研究

① 目的

幼稚園、小学校・中学校教育の接続、円滑な移行の在り方についての調査研究を進める。

なお、本研究は現在ある近隣の幼稚園・小学校・中学校の教育接続についての研究であり、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進む現状の学校システムにおける接続の研究を目的として進める。

② 内容

i 幼稚園、小学校・中学校教育の接続、円滑な移行のための教育内容・方法等の在り方について研究する。

ii 教育内容については主として『読解力（国語力）』を取り上げて研究する。

幼稚園と小学校では、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての指導から、教科等を中心とする指導へと移行する小学校入学の頃に、その生活の激変に戸惑う子どもたちが多い。ほとんどの子どもたちは、自身がもっている適応能力によってしばらくすると小学校生活に順応していくが、中には規律が求められる小学校生活になかなか慣れずに問題行動を起こす子どももいる。この「小１プロブレム」を未然に防ぎ、子どもたちがスムーズに適応できる幼稚園と小学校の接続期の教育の在り方を探る。

小学校と中学校では、教科等を中心として指導する点では同じであっても、学習内容の質の変化、学習量の大幅な増大、指導法の相違などに戸惑う子どもたちも多い。このギャップを乗り越えられなかったり潜在的な不適応要素を抱えたりしている生徒たちもいる。この「中１ギャップ」の課題に対応する小・中接続期の教育の在り方を探る。

その場合、教育内容としては「国語力」、特に「読解力」を切り口として研究を進めるが、これは、すべての学びの基盤は国語力にあると捉えたからである。特に、我が国では学力の低下が各種調査結果からも数多く指摘されている。OECD国際学力調査（PISA）では我が国の「読解力不足」を指摘しており、学力低下の大きな要因と考えられていることも本研究で取り上げる背景である。

③ 組織・運営

幼稚園、小・中学校の研究協力者、学識経験者、指導主事及び教育センター所員などで教育課程研究委員会を編成して調査・研究を行う。

(2) 教育経営係：ICT活用に関する研究 —ICT活用研究委員会—

① 目的

日野市立教育センターにICT活用研究委員会を置く。学校教育におけるICT活用教育の充実を図り、日野市教育委員会の重点目標である「確かな学力の向上の保障」をすることをめざし、調査研究を推進する。

② 内容及び方法

本委員会は、「わかる授業・魅力ある授業の実現を図り、ひのっ子の確かな学力の向上、情報を適切に活用する能力の育成」、「ICT環境の整備・校務支援システムの活用による校務の効率化・情報の共有化・教育の質的向上の推進」、「教員のICT指導力のさらなる向上をめざしたICT指導力プログラム研修の実施」を研究の柱として、各専門的な分野から日野市の学校教育におけるICTの活用の在り方を研究し広報・普及に努める。

本年度も「ICT活用実践部会」「教員研修部会」「ICT活用推進部会」「環境整備策定部会」の部会を設置し、四部会の連携協力のもと先導的・主導的役割を担う。

四部会の役割

◇ICT活用実践部会→ICT活用モデル校（日野第三小学校・大坂上中学校・平山中学校・日野第三中学校）、ICT活用推進校（潤徳小学校）、セキュリティポリシー推進校（夢が丘小学校）：ICT活用教育の充実に関する先導的・主導的推進、校務支援システム活用に関する先導的・主導的推進。

◇教員研修部会→教員のICT指導力の向上をめざした先導的・効果的研修の計画と実施及びICT活用授業支援・校務の情報化支援、メディアコーディネータの活用による学校支援。

◇ICT活用推進部会→日野市学校情報セキュリティポリシーの遵守・監視・検証・見直し等。

◇環境整備策定部会→小学校・中学校のICT環境整備及びセキュリティ対策等。

③ 組織・運営

学識経験者、モデル校・推進校の校長又は副校長、研究主任、総務部情報システム課職員、教育部庶務課職員、ICT活用推進委員会委員長、教育委員会ICT活用教育推進室、教育委員会学校課指導主事、教育センター所員等で4部会を構成し、全体定例会・各部会を通し運営する。

(3) 教科等教育係：ひのっ子21開発委員会の研究

① 目的

日野市教育委員会に、ひのっ子教育21開発委員会（以下開発委員会）を置き、日野市における学校教育の振興を図る。（ひのっ子教育21開発委員会 研究事業実施要項 第1条）

② 内容

開発委員は、日野市教育委員会の教育目標の達成を目指し幼児教育、教科・領域等の教育内容、教育方法、教材開発の実践的研究を行う。（同 研究事業実施要項 第2条）

今年度の研究は次のように行う

趣 旨：教育用コンテンツの開発及びインターネット上にある教材研究に基づく授業実践

目 的：

- (1) 学力向上のために、ICTを活用した教材を開発し、評価結果を生かす。（小）
- (2) 目標の達成状況の把握及び補充教材の作成を通して、個に応じた指導方法の向上

を図る。(小)

- (3) インターネット上にある教科についての効果的な教材について吟味し、それを活用した授業実践を行う。(中)

③ 組織・運営

- (1) 委員長 (小1)、副委員長 (中1, 小1)

小学校においては、算数教育の実践研究の経験を有する管理職

- (2) 委員 小学校：算数における児童のつまずきにに応じて効果的な指導方法を工夫してきた実績があり、個に応じた様々な指導方法を考案できる教諭または主幹で、3年生以上の算数の指導にあたる者。(小10名)

中学校：教科、あるいは道徳の指導が優れており、指導法のアイディアを出せる教諭または主幹。(各教科1, 計9名)

- (3) 教科 小学校：作成する教育用コンテンツ及び作成する教育用コンテンツは算数
中学校：各教科

(4) ふるさと教育係：郷土教育推進研究

① 目的

3年目となる本年度は、一昨年度からの研究主題「郷土意識を育む指導のあり方—郷土と人々との関わり—」の理解をとおして—」を継続し、事例第2集の成果と課題をもとに研究を深める。

「日野が好き」「日野が誇り」と、「ふるさと日野」に自信と愛着をもつ「ひのっ子」を育成するために、日野の郷土学習が市内すべての小学校・中学校に根づいていくための研究を行う。研究は学校・郷土資料館・新選組のふるさと歴史館・図書館・教育センターが協働して行う。

具体的目標 ●郷土教育が育む子ども像の育成を目指す

＜ 子ども像 ＞ (18年度研究より)

- ☆ 郷土の自然、歴史、文化を理解し、郷土に誇りを思う子ども (理解)
- ☆ 郷土の特色やよさを発信できる子ども (能力)
- ☆ 地域の一員としての自覚をもち、努力、協力する子ども (態度)

●教育課程に郷土教材活用の位置づけを具現化する。

② 内容及び方法

- i 郷土教育が期待する子ども像の育成を目指した授業実践例を作成する。
- ii 第1集、第2集に引き続いて、授業に使える郷土教材の収集、開発を行う。
- iii 学校が実践化しやすい「郷土学習に関する教育計画例」を提示する。
- iv 以上 i・ii・iiiを「郷土日野指導事例 第3集」にして報告する。
- v 指導事例第1集、第2集の郷土教材(写真)をデジタル化する。

- ③ 郷土教育推進研究委員会を次のように組織し、調査研究を進める。

＜運営組織＞

委員長 (日野四中校長 秋山譲児)

副委員長 (日野一小校長 小杉博司)

学校関係者 (小・中教諭)、郷土資料館、新選組のふるさと歴史館、図書館

学識経験者、指導主事、教育センター所員

(5) 教育資料・広報係

(1) 教育図書・資料等担当

- ・図書の選定・購入や整理、その紹介や提供
- ・研究資料の収集・整理、その紹介や提供
- ・ビデオ、DVD資料の選定・編集や整理、その紹介や提供
- ・資料・図書等の整理方法の研究と提供方法の研究
- ・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行
- ・教育図書・資料の利用促進のためIT化を進め、学校図書館・教育センター・市立図書館との連携を図る。

(2) 教育広報「ひのっ子きょういく」担当

- ・教育広報の編集・発行に関する協力、援助
- ・教育センター紀要の編集・発行

2 研修部

(1) 教職員研修係

本年度は、職層に応じた研修Ⅰ、教員のライフステージに応じた資質・能力を育成するため、現職経験に応じた研修Ⅱ、今日的な教育課題解決のため、教育課題研修（研修Ⅲ）を行う。また、研修Ⅳとして、幼児教育及び、専門研修全体講演会、人権教育研修会、心の教育研修会が含まれる。特に、夏季休業中に市民会館においての教職員全体講演会は、学識経験者による講演を中心とした研修が行われるが、これは他では聞くことができない専門分野の講師が選ばれ、その講演内容は毎年のように教職員から好評を得ている。これには研修係のみならず、教育センター所員全員の協力体制をもってあたっている。

(研修内容)

- | | | | | |
|---|------------|-------|---|-------|
| ア | 職層に応じた研修 | (研修Ⅰ) | ・学校組織マネジメントⅠ（校長） | (2回) |
| | | | ・学校組織マネジメントⅡ（副校長） | (2回) |
| | | | ・学校組織マネジメントⅢ（主幹） | (2回) |
| イ | 現職経験に応じた研修 | (研修Ⅱ) | ・指定研修(初任者研修) | (15回) |
| | | | ・若手教員養成研修 | (6回) |
| | | | ・指導者養成研修 | (3回) |
| ウ | 教育課題研修 | (研修Ⅲ) | ・評価、国際理解教育、環境教育、教育相談、
郷土教育など | (11回) |
| | | | ・生命尊重教育については多摩動物公園のご協力をいただき、夏季休業中に丸2日間をかけて動物の飼育についての講義と実習に携わっている。 | |
| エ | 特別課題研修 | (研修Ⅳ) | ・幼児教育研修、専門研修全体会、人権教育、
心の教育など | (8回) |

3 相談部

日野市教育センターの相談部の事業は設置条例4条の（４）教育相談及び学校生活に関すること。（５）不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。に基づいて一般教育相談係（通称 相談室）と学校生活相談係（わかば教室）の二つの係として活動している。特別支援教育の本格的実施に伴い相談の内容にも変化が出ており、関係各機関や学校との密接な連携を図っていく。

(1) 一般教育相談

① 目的・内容

日野市に在住する幼児・児童・生徒及び保護者や市民からの不登校やいじめなどの課題を解決するために来所による相談や電話相談等での教育相談に応じ、必要に応じて解決のための援助（他機関紹介を含める）を行う。

また、日野市の幼稚園、小学校、中学校と連携を図り、教育相談に関する研究の推進と教育相談の浸透普及につとめ、次の事業を行う。

ア 教育相談の実施

- ・ 知能・学業・性格・身体・性癖・進路・適性等に関する相談活動
- ・ 幼児・児童・生徒の生活指導についての助言・援助
- ・ 市内公立幼稚園、小学校、中学校等における学校教育相談との連携
- ・ 心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学（園）相談への協力

[illegible]

◇ 所在地 目野市程久保550番地 目野市立教育センター

イ 教育相談の外部所機関、諸団体との連絡・情報交換

ウ 研究・研修などの教育相談活動の充実に関すること

エ 教育センターだよりの執筆、教育センター相談部研究紀要の発行（年1回）

オ 教育センター内の適応指導教室「わかば教室」との連携

② 運営組織

ア 相談方法

- ・来所相談

事前に電話で予約をし、指定した日に面談と諸検査等をとおして、箱庭療法やコラージュ、プレイセラピー、動作法等を用いてセラピーを行う。

- ・諸検査

- ・電話相談

相談内容としては、性格・行動・進路・余暇・しつけ・性の問題等を扱う。

イ 子どもこころの電話相談（いじめ電話相談）

- ・幼児・児童・生徒、保護者、学校関係者などの電話相談に応じる。

- ・専用電話 042 (592) 2782

- ・電話相談日・時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

(土曜日・日曜日・祝日・年末・年始の休業日を除く)

ウ 学校等訪問

- ・要請に応じ学校等を訪問し、子どもに関する相談を行う。

(2) 学校生活相談係

① 目的・内容

学校生活における精神的な悩み、人間関係での不満、不登校・登校渋り等、児童・生徒の環境をめぐる問題についての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行う。

・具体的な内容

- ア 相談活動（学校生活上の問題、不登校に関する事）
- イ 「わかば教室」通室児童・生徒への指導・支援
- ウ 健全育成に関する調査・助言
- エ 学校・家庭・地域・他相談機関との連携

② 運営方法

ア 目標と計画の下に適応指導、相談活動を行う

・適応指導教室「わかば教室」の指導体制

学習指導
わかばタイム・行事指導
生活・進路指導
教育相談
渉外等

・適応指導教室「わかば教室」の主な年間行事計画

遠足、酪農体験、誕生会、スポーツ大会、音楽会、お話会、お茶会、高齢者福祉施設訪問、地域の奉仕活動、夏休み学習会、新年を祝う会、卒業・進級を祝う会等

◇ 適応指導教室「わかば教室」への連絡先

電 話 042-592-0863

FAX 042-592-1148 「わかば教室」宛て

イ 適応指導教室連絡会・活動参観を每学期1回行う。

ウ 通級児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。

エ わかば通信を毎月1回発行する。

オ 保護者会・活動参観・保護者面談を年4回行う。

カ 市立各学校児童・生徒の欠席状況把握を毎月行う。

キ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。

ク 生活指導主任会における指導、助言を行う。

ケ 民生・児童委員や他の相談機関等との連携を図る。

③ 「適応指導教室」指導担当

適応指導「わかば教室」には、教育センター・担当（8ページ）とともに、下記の指導員及びカウンセラーが携わっています。

適応指導教室指導員

鈴木 寿之	社会 保健体育 作文 進路 パソコン 個別指導
大田 俊	国語 図書 書写 音楽 作文
栗原 梓	英語 道德・SST（小学生）
小林 史典	小学生 数学 栽培活動
川崎 麻実	数学 理科 美術・図画工作 技術・家庭 個別指導

カウンセラー

畑 譜美 教育相談 面接

IV 設置条例・施行規則

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (6) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第12条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第13条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成5年条例第22号)の一部を改正する。[次のよう]略

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。[次のよう]略

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第2条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第3条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

(1) 教育センター運営の実施計画に関すること。

(2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第4条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程(平成16年教育委員会規則第7号)第9条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第5条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育相談並びに教職員の相談に関すること。
- (2) 学校生活（適応）についての相談及び援助に関すること。
- (3) 電話等による教育相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
 - (2) 他の部に属さない事務に関すること。
- (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

3 日野市適応指導教室設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さまざまな要因により学校生活に適応できず、長期間の欠席状況にある児童・生徒に対して社会的自立及び学校復帰の援助を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称は「わかば教室」とする。

(事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復を図る。
- (2) 学校不適応児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。
- (3) 学校、日野市教育相談室、スクールカウンセラー、その他関係機関との連携を図る。
- (4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

(組織)

第4条 適応指導教室は、日野市立教育センターが所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

(入室対象者)

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童・生徒とする。

- (1) 日野市公立小・中学校に在籍する児童・生徒

(2) 不登校及びその傾向にある児童・生徒

(3) 保護者及び本人が入室を希望し、日野市教育委員会教育部学校課長、(以下「学校課長」という。)が認めた児童・生徒

(開設日及び開設時間等)

第6条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4までとする。

ただし、日野市立教育センター所長(以下「センター所長」という。)が特に必要があると認めるときは開設日及び開設時間を変更することができる。

2 日野市公立学校の休業日(都民の日及び在籍校の開校記念日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(通室)

第7条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(入室・退室手続き)

第8条 入室を希望する児童・生徒の保護者は日野市適応指導教室入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規程による届出を受けた校長は日野市適応指導教室入室申請書(第2号様式)を学校課長に提出する。

3 学校課長は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長、指導主事及び適応指導教室指導員が協議した結果をもとに決定する。

4 学校課長は入室を許可した場合は、入室許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第3号様式))

5 退出する場合は、保護者は日野市適応指導教室退出願(第4号様式)を在籍校の校長に提出する。

6 前項の規定による届出を受けた校長は日野市適応指導教室退室申請書(第5号様式)を学校課長に提出する。

7 学校課長は退出を許可した場合は、退出許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第6号様式))
(学校との連携)

第9条 センター所長は、在室児童・生徒について通室状況報告書(第7号様式)を作成し、在籍校の校長に報告する。

2 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出し、学校復帰の協力をする。
(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき日本体育・学校健康センターの医療費等の支給を申請する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

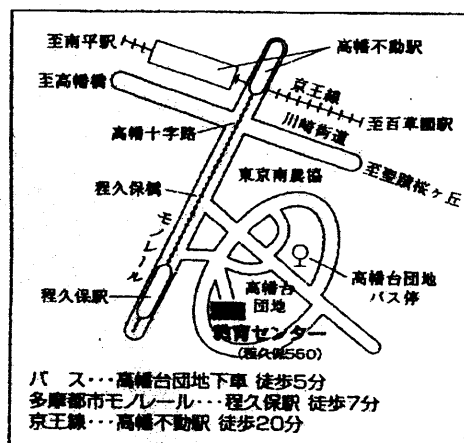
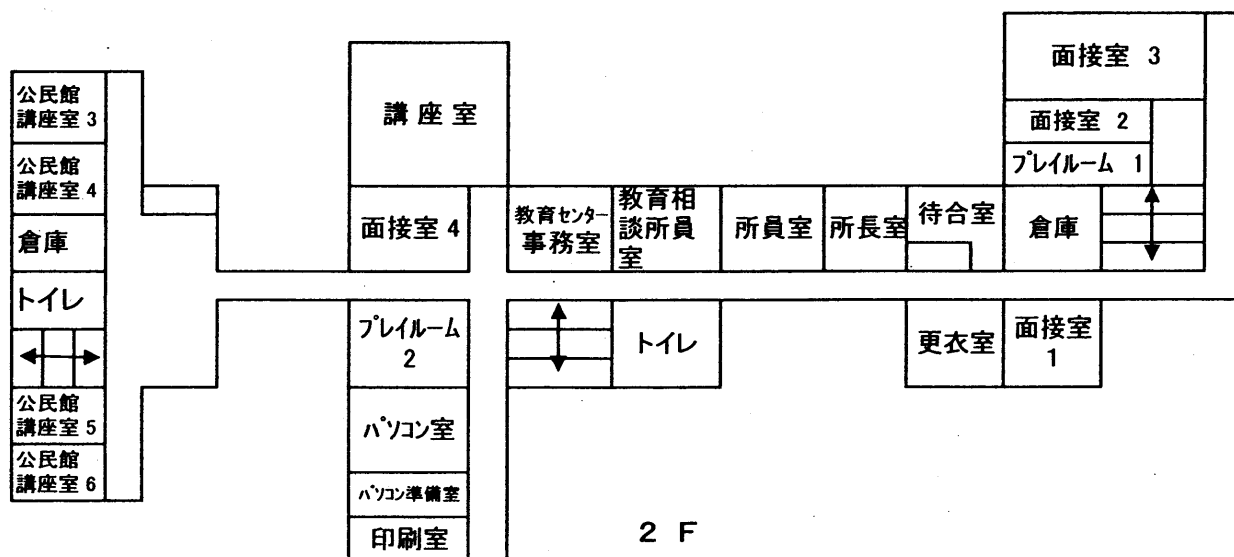
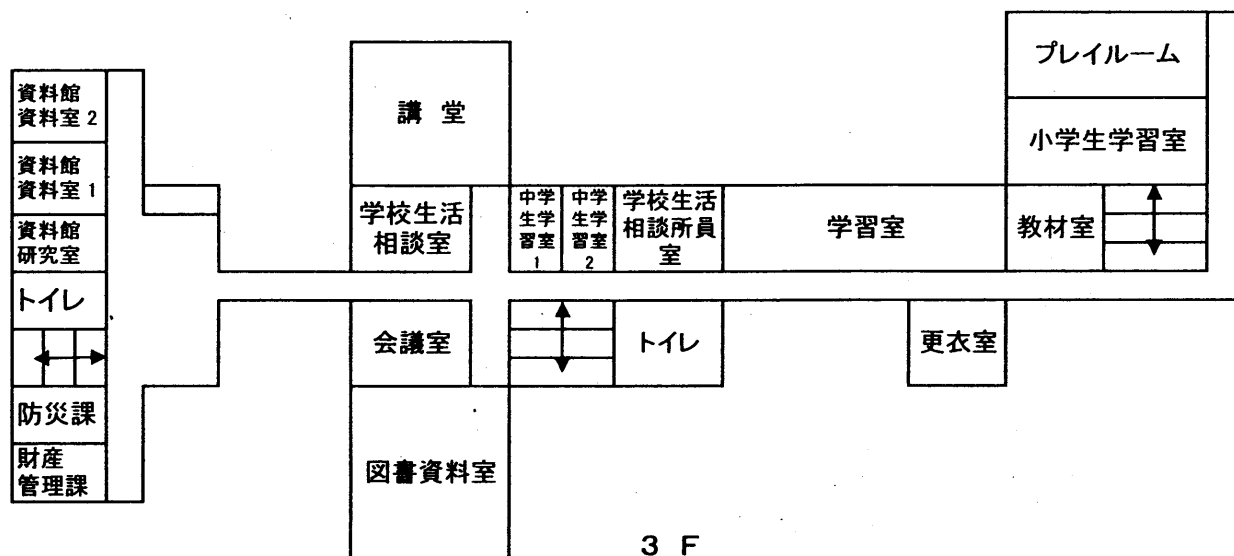
付 則(平成15年6月2日)

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

V 教育センター案内図



【教育センター案内】

開館時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

場所 程久保 550 Tel 592-0505 Fax 592-1148